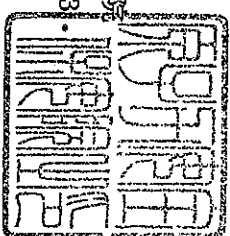


## 経 済 産 業 省

平成 20・10・30 原院第 6 号  
平成 20 年 11 月 1 日

点検業務を受託した一般用電気工作物に関する事故の報告について



経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-234a-08-3

原子力安全・保安院は、電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年経済産業省令第73号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、点検業務（改正省令による改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第96条第1号ロの点検業務をいう。）を受託する事業の適正な実施を確保するため、新規則第96条第1号の登録を受けた法人（改正省令附則第3条の規定により登録を受けたとみなされる法人を含む。）に対して、下記の対応を求めることとする。

### 記

点検業務を受託した一般用電気工作物に関して、以下に掲げる事故が発生したときは、その事故の発生を知った時から可能な限り速やかに、別紙様式に事故が発生した一般用電気工作物に係る点検業務の直近の実施記録を添えて報告すること。

#### <報告の対象となる事故>

1. 感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）
2. 電気火災事故（一般用電気工作物を設置する家屋等の半焼以上の場合に限る。）



(様式)

報告日：平成 年 月 日

1. 報告者名等
1) 名称
2) 事業所の所在地
3) 連絡先
2. 事故の概要及びその被害の状況
3. 事故の発生日時
4. 事故が発生した一般用電気工作物の設置者名等
1) 名称
2) 設置場所
5. 事故の原因
6. 事故があった一般用電気工作物に係る直近の点検の日
7. 事故があった一般用電気工作物に係る点検の頻度